

(別表 2)

第 4 中「別表 2 に掲げる場合」とは、下表の左欄のそれぞれの試験成績ごとに同表の右欄に示す場合のことをいう。

試験成績	試験成績の提出を要しない場合
適用農作物に対する薬害に関する試験成績	
(1) 茶の残臭試験成績	適用農作物に茶を含まない場合
(2) タバコの喫味試験成績	適用農作物にタバコを含まない場合
(3) 限界薬量（又は濃度）薬害試験成績	当該農薬の使用方法等からみて、適用農作物が当該農薬の適用の範囲以上（使用量、濃度）に暴露されるおそれがないと認められる場合
周辺農作物に対する薬害に関する試験成績	
(1) 漂流飛散による薬害試験成績	当該農薬の有効成分の種類、剤型、使用方法等からみて、当該農薬が漂流飛散し、周辺農作物に影響（薬害）を及ぼすおそれがないと認められる場合
(2) 水田水の流出による薬害試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 ① 水田において使用されない場合 ② 当該農薬の使用方法等からみて、当該農薬が水田水を通じて河川等の水系に流出し、周辺農作物に影響（薬害）を及ぼすおそれがないと認められる場合
(3) 揮散による薬害試験成績	当該農薬の有効成分の特性、剤型、使用方法等からみて、当該農薬が揮散し、周辺農作物に影響（薬害）を及ぼすおそれがないと認められる場合
後作物に対する薬害に関する試験成績	当該農薬の使用方法、土壌残留性の程度等からみて、当該農薬が適用農作物の後に栽培される農作物に影響（薬害）を及ぼすおそれがないと認められる場合
急性経皮毒性試験成績	腐食性（強酸性（おおむね p H2以下）又は強アルカリ

	性（おおむねpH11.5以上）等を有すると認められる場合
急性吸入毒性試験成績	製剤での実施に関し、当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の使用者等が経気道暴露を受けるおそれがないと認められる場合
皮膚刺激性試験成績	腐食性（強酸性（おおむねpH2以下）又は強アルカリ性（おおむねpH11.5以上）等）を有すると認められる場合
眼刺激性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 ① 腐食性（強酸性（おおむねpH2以下）又は強アルカリ性（おおむねpH11.5以上）等）を有すると認められる場合 ② 皮膚刺激性試験の結果から、腐食性等を有すると疑われる場合
急性神経毒性試験成績	急性毒性試験等の結果から、神経毒性を有するおそれがないと認められる場合
急性遅発性神経毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 ① 急性毒性試験等の結果から、遅発性神経毒性を有するおそれがないと認められる場合 ② 遅発性神経毒性を有する既知の化学物質との化学構造上の相関等からみて、遅発性神経毒性を有するおそれがないと認められる場合
90日間反復経口投与毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の使用に係る当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」という。）の暴露量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合 ② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合
21日間反復経皮投与毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合

験成績	<p>① 当該農薬の使用者等が長期にわたって当該農薬の経皮暴露を受けるおそれがないと認められる場合</p> <p>② 急性経皮毒性試験の結果から、強い経皮毒性等を有するおそれがないと認められる場合</p>
90日間反復吸入毒性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の使用者等が長期にわたって当該農薬の経気道暴露を受けるおそれがないと認められる場合</p> <p>② 急性吸入毒性に関する試験成績の結果から、強い吸入毒性等を有するおそれがないと認められる場合</p>
反復経口投与神経毒性試験成績	90日間反復経口投与毒性試験等の結果から、神経毒性を有するおそれがないと認められる場合
28日間反復投与遅発性神経毒性試験成績	急性遅発性神経毒性試験等の結果から、遅発性神経毒性を有するおそれがないと認められる場合
1年間反復経口投与毒性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
発がん性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合であって、かつ、変異原性が明確に認められない場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
繁殖毒性試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合

	<p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
催奇形性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の使用に係る当該農薬の成分物質等の暴露量及び摂取量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
変異原性に関する試験成績	「催奇形性試験成績」の場合に同じ。
生体機能への影響に関する試験成績	「催奇形性試験成績」の場合に同じ。
動物代謝に関する試験成績	「催奇形性試験成績」の場合に同じ。
植物代謝に関する試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。）以外の農作物に使用される場合</p> <p>② 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取する量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>③ 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p> <p>④ 既に他の食用作物に適用される既登録農薬であって、生産量が少ない農作物を適用農作物に追加する場合。</p>
土壌中動態に関する試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合又は下記左

績	<p>欄に掲げる(1)～(3)の試験成績について、それぞれ右欄に掲げる場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入するおそれがないと認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
(1)好氣的湛水土壌中動態試験成績	水田において使用されない場合
(2)好氣的土壌中動態試験成績	水田においてのみ使用される場合。ただし、好氣的湛水土壌中における当該農薬の成分物質等の消失速度からみて必要と認められる場合を除く。
(3)嫌氣的土壌中動態試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水田においてのみ使用される場合</p> <p>② 好氣的土壌中動態試験の結果から、好氣的土壌中における当該農薬の成分物質等の消失が速やかである場合</p> <p>③ 当該農薬の成分物質等の物理的・化学的性質からみて、その土壌中における移動性が低いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
水中動態に関する試験成績	
(1)加水分解動態試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
(2)水中光分解動態試験成績	「加水分解動態試験成績」の場合に同じ。
水産動植物への影響に関する試験成績	

(1) 魚類急性毒性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 原体での実施に関し、当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、有害でないと認められる場合</p> <p>② 製剤での実施に関し、当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合</p>
(2) 魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績	<p>当該農薬に係る魚類急性毒性試験成績、ミジンコ類急性遊泳阻害試験成績及び藻類生長阻害試験成績の結果等から、追加の魚類の魚類急性毒性試験の必要性がないと認められる場合</p> <p>当該農薬に係る魚類急性毒性試験成績、ミジンコ類急性遊泳阻害試験成績及び藻類生長阻害試験成績の結果等から、より実環境を考慮した水産動植物への影響に関する試験の必要性がないと認められる場合</p>
(3) ミジンコ類急性遊泳阻害試験成績	<p>「魚類急性毒性試験成績」の場合に同じ。</p>
(4) ミジンコ類（成体）急性遊泳阻害試験成績	<p>「魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績」の場合に同じ</p>
(5) ミジンコ類繁殖試験成績	<p>当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、当該農薬が甲殻類の繁殖に影響を及ぼすおそれがない場合</p>
(6) 魚類急性毒性・ミジンコ類急性遊泳阻害共存有機物質影響試験成績	<p>「魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績」の場合に同じ</p>
(7) ヌマエビ・ヌカエビ急性毒性試験成績	<p>「魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績」の場合に同じ</p>
(8) ヨコエビ急性毒性試験成績	<p>「魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績」の場合に同じ</p>

(9) ユスリカ幼虫急性毒性試験成績	「魚類（ふ化仔魚）急性毒性試験成績」の場合と同じ
(10) 藻類生長阻害試験成績	「魚類急性毒性試験成績」の場合と同じ。
水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験成績	当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、有害でないと認められる場合又は下記左欄に掲げる(1)～(4)の試験成績について、それぞれ右欄に掲げる場合
(1) ミツバチ影響試験成績	当該農薬の剤型、使用方法等からみて、ミツバチが当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合
(2) 蚕影響試験成績	当該農薬の剤型、使用方法等からみて、蚕が桑葉を摂取すること等により、当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合
(3) 天敵昆虫等影響試験成績	当該農薬の剤型、使用方法等からみて、天敵昆虫等が当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合
(4) 鳥類影響試験成績 鳥類強制経口投与試験成績 鳥類混餌投与試験成績	① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、鳥類が当該農薬に暴露するおそれがないと認められる場合 ② 鳥類混餌投与試験については、鳥類強制経口投与試験の結果から、強い毒性が認められない場合
有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合 ① 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合 ② 土壌吸着性、加水分解性、水中光分解性及び生物濃縮性は、当該農薬の使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合 ③ 加水分解性及び水中分解性に関する試験については、それぞれ水中動態に関する試験の結果から、当該試験が目的とする結果が得られると認められる場合 ④ 生物濃縮性については、n-オクタノール／水分

	配係数が3.5未満の場合
環境中予測濃度算定に関する試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合又は下記左欄に掲げる(1)～(6)の試験成績について、それぞれ右欄に掲げる場合</p> <p>① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合</p> <p>② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合</p>
(1)水質汚濁性試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水田において使用されない場合</p> <p>② 本試験結果を水質汚濁予測濃度の算出に使用しない場合</p> <p>③ 模擬水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験の結果から、当該試験が目的とする結果が得られると認められる場合</p>
(2)模擬水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水田において使用されない場合</p> <p>② 本試験結果を水産動植物被害予測濃度の算出に使用しない場合</p> <p>③ 水質汚濁性試験の結果から、当該試験が目的とする結果が得られると認められる場合</p>
(3)実水田を用いた水田水中農薬濃度測定試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水田において使用されない場合</p> <p>② 本試験結果を環境中予測濃度（水質汚濁予測濃度及び水産動植物被害予測濃度をいう。以下同じ。）の算出に使用しない場合</p>
(4)模擬圃場を用いた地表流出試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>① 水田においてのみ使用される場合</p> <p>② 本試験結果を環境中予測濃度の算出に使用しない場合</p>
(5)ドリフト試験成績	次に掲げる区分のいずれかに該当する場合

	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬がドリフトし、河川等の水系に混入するおそれがないと認められる場合 ② 本試験結果を環境中予測濃度の算出に使用しない場合
(6)河川における農薬濃度のモニタリング成績	本試験結果を環境中予測濃度の代替として使用しない場合
農作物への残留性に関する試験成績	
作物残留試験成績	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <p>1. 次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の用に供される農作物（特用作物及び家畜の飼料の用に供される農作物を含む。以下同じ。）以外の農作物に使用される場合 ② 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、人が当該農薬の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取するもののその摂取量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合 ③ 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合 <p>2. 1にかかわらず、展着剤については、次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食品の用に供される農作物以外の農作物に使用される場合 ② 当該展着剤が適用対象となる農薬の残留性に対し何ら影響を及ぼすおそれがないと認められる場合であって、かつ、人が当該展着剤の成分物質等を長期にわたり摂取するおそれがないこと、摂取するもののその摂取量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合 ③ 当該展着剤が適用対象となる農薬の残留性に対し何ら影響を及ぼすおそれがないと認められる場合であって、かつ、当該展着剤の成分物質等の種類等からみてその毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合

<p>乳汁への移行試験成績</p>	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家畜の飼料の用に供される農作物以外の農作物に使用される場合 ② 家畜の飼料の用に供される農作物に使用されるものの、その使用に係る農作物に当該農薬の成分物質等が残留しないこと、残留するもののその残留量がきわめて微量であること等の理由により、安全と認められる場合
<p>土壌への残留性に関する試験成績</p>	<p>次に掲げる区分のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入するおそれがないと認められる場合 ② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合
<p>後作物残留試験成績</p>	<p>当該農薬の土壌残留性の程度等からみて、その使用に係る農地において適用農作物の後に栽培される農作物が当該農薬の成分物質等により汚染されるおそれがない等の理由により、安全と認められる場合</p>